

前田建設工業株式会社「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和4年3月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、前田建設工業株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 京都府京丹後市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大64, 500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年12月 9日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 2月25日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年 3月 8日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742(直通)

前田建設工業株式会社「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む、事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年 7 月林野庁)に基づく山腹崩壊危険地区等が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、地元の地方公共団体を含む関係機関等との協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等への説明や意見の聴取を丁寧かつ十分に行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念され、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、その他の災害防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」に基づく山腹崩壊危険地区、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（4）水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法に基づき指

定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施に伴う、直接改変と工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地すべり、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境に対する影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチャボガヤークヤキ群集、ヨシクラス等の植生、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在し、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているアベサンショウウオ等の重要な両生類も確認されていることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や伐採跡地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減す

ること。

(7) 景観に対する影響

想定区域は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された丹後天橋立大江山国定公園の特別地域に隣接しており、想定区域の周辺には、当該国定公園の主要な眺望点である「依遅ヶ尾山」、「小金山」、「丹後半島海岸線道路(車道)」等が存在することから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限の離隔を取る等の環境保全措置を講ずること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域は、自然公園法に基づく丹後天橋立大江山国定公園に隣接しており、本事業の実施に伴う工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。